

同意事項

申請者は、沖縄文化スポーツイノベーション株式会社(以下「当会社」という。)に撮影を申請するに当たり、下記の同意事項を了解し、遵守するものとする。

- 作品の内容及び撮影方法が沖縄県、当会社または地域に明確な不利益をもたらすと判断した場合は、許可致しません。
- 申請者は「沖縄県県民の森撮影許可申請書」とともに下記の(1)～(5)の書類、撮影終了後に(6)を提出するものとし、
 - (1) 会社案内スタッフリスト
 - (2) 作品企画書(企画案でも可)
 - (3) 製作スケジュール
 - (4) 台本、コンテ等
 - (5) 賠償責任保険の写し
 - (6) 利用に関するアンケート
- 申請者は、事故の責任において撮影その他の活動(以下「撮影等」という。)を実施するものとし、
- 申請者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するように努めるものとし、
- 申請者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、沖縄県県民の森総合案内棟(以下「案内棟」という。)に直ちに当該事故その他トラブルを報告し、警察、消防等へ通報を含む適切な処置をとるものとし、
- 申請者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとし、
- 申請者は、施設の管理者等の指示を遵守するものとし、
- 申請者は、許可された場所または施設以外では撮影できないものとし、
- 申請者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることが無いように努めるものとし、
- 申請者は、撮影等にあたり、各施設の利用ルールを遵守することとし、
- 申請者は、撮影等を開始する前に総合案内棟に連絡すること。また、撮影等が終了した後、速やかに撮影等の終了を報告するものとし、
- 申請者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所または施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとし、

- 申請者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに申請者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当会社に累を及ぼさないものとし、
- 申請者によって当会社に損害が発生した場合、申請者は当会社に対してかかる損害を賠償するものとし、
- 当会社は、申請者または第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとし、
- 申請者は、撮影等に関して生ずる一切の費用を負担するものとし、当会社は撮影等に関する費用については責任を負わないものとし、
- 当会社は、申請者に対し事前に相談または通知を行ったうえで、申請者にかかる撮影等の情報を製作風景の紹介、製品情報や公式サイトの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当会社の広報に用いることがあります。
- 当会社は、申請者に対して以下の協力要請をすることがあります。
 - a. 当会社による撮影等現場の撮影(出演者が移りこまないものに限る)を許可すること。
 - b. 当会社に撮影等の成果物を提出すること。
 - c. 当会社のPR素材としての写真・印刷使用許可、映像素材提供をすること。
 - d. 当会社の運営する Web サイトや発行する印刷物等で撮影に関する広報・告知活動を許可すること。
- 当会社は、申請者から撮影中、公開・放送に至るまで、撮影に関する情報については守秘義務を徹底し、申請期間等第三者に公開する必要が生じた情報は、事前に申請者に確認します。

以上